

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和３年２月２６日（金）

１３時００分～

場所：市役所５階特別会議室

次 第

議 題

（１） 緊急事態宣言解除後の協力金について

（２） その他

令和3年3月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の上乗せ支給について

前提

- 大阪府の要請を受け、国が緊急事態宣言の対象区域から大阪府を解除
- 新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向け、府は、大阪市内の飲食店を対象とした独自の営業時間短縮要請を実施

※協力金のベースは日額4万円と想定

概要

対象区域：大阪市内

要請期間：3月1日～大阪府知事が定める日まで

協力金：基本額 1店舗あたり 日額4万円×要請日数

上乗せ額（市独自負担）

1店舗あたり 日額1/2/3万円×要請日数

【上乗せの考え方】

事業規模を考慮した事業継続支援を行うため、店舗月額賃料を基準とした上乗せ額を3段階に分けて設定し、対象店舗に支給する。

賃料ごとの支給額（基本額+上乗せ額）

月額賃料	支給額 (日額)	備考
60万円未満	4万円	基本額のみ
60万円以上	5万円	上乗せ1万円
80万円以上	6万円	上乗せ2万円
100万円以上	7万円	上乗せ3万円

売上に対する経費の割合



要件（調整中）

※申請受付期間等、詳細は未定

（基本額）

- ① 要請区域内に対象施設(店舗)を有すること
- ② 対象施設(店舗)を運営しており、3月1日～要請期間終了までの全期間、要請を遵守していること
- ③ 対象施設(店舗)において、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止宣言ステッカーを導入(登録・掲示)していること
- ④ 営業に関する必要な許認可等を取得していること

（上乗せ額）

- ⑤ **賃貸借契約等によって対象施設(店舗)を第三者から借りて営業しており、賃料の支払い実績があること**

（月額賃料60万円以上）